**ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」事業（三次募集）**

**応募様式**

【応募書類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 応募書類名 | 様式番号 | 備考 |
| １ | 応募要件・提出書類チェックリスト | － | 必須 |
| ２ | 応募申請書 | 様式第１号 | 必須 |
| ３ | 代表企業以外の構成企業の概要（任意団体・グループ等で申請する場合） | 様式第２号 | 該当する場合のみ |
| ４ | 申立書 | 様式第３号 | 必須 |
| ５ | 法人の履歴事項全部証明書（原本）（提出日現在で発行日から３か月以内のもの）* 個人事業主の場合は事業概要（任意の様式に、①屋号等、②事業を営んでいる場所（住所）、③事業を始めた日（年月日）、④事業の内容を具体的に記載してください。）
 | － | 必須 |
| ６ | 会社案内 | － | 必須 |
| ７ | 大阪府 府税事務所が発行する『府税（全税目）の未納の徴収金の額のないことの証明書』（原本）（提出日現在で発行日から３か月以内のもの） | － | 必須 |
| ８ | 管轄の税務署が発行する『納税証明書「その３の３」：「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書』* 個人事業主の場合は『納税証明書「その３の２」：「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書』

（原本）（提出日現在で発行日から３か月以内のもの） | － | 必須 |

* Ａ４サイズのフラットファイル（紙製・A４縦＜Ａ４－Ｓ型＞）に綴って提出してください。
* 表紙及び背表紙には応募企業等名（任意団体やグループ等で応募する場合は代表企業等名）を記入してください。
* 応募書類を郵送で以下の送付先に提出してください。
	+ 持参される場合は、事前に連絡の上、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（２０２４年１２月３０日（月）～２０２５年１月３日（金））を除く９：３０～１７：００の間に持参してください。

【送付先】

〒５５９-８５５５

大阪市住之江区南港北１-１４-１６ 大阪府咲洲庁舎２５階

大阪府 商工労働部 商工労働総務課 調整グループ

電話番号：０６-６２１０-９４７４

* 応募書類のうち、応募申請書（様式第１号）については、併せて電子メールで送信してください。

【メールアドレス】

shorosomu-g17@gbox.pref.osaka.lg.jp

* 応募申請書（様式第１号）は、**両面印刷**で提出してください。
* 必要な情報は、各様式にご記入ください。

（ファイルの綴り方）

Ａ４サイズのフラットファイル（紙製・Ａ４縦＜Ａ４‐Ｓ型＞）



応募書類

No.1～8

【注意事項】

* 選定の過程により、補足のための資料を追加で提出していただく場合があります。
* 提出された申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

|  |
| --- |
| 提出必須 |

令和　　年　　月　　日

応募要件・提出書類チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 応募企業名 |  |

**【応募要件チェック欄】**　※この要件に合致していない場合は応募できません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| №. | チェック | 応募要件 | 備考 |
| １ |[ ]  大阪府内に活動拠点を有する。 | 募集要項Ｐ４：Ⅲ‐１‐（１）参照 |
| ２ |[ ]  府税に係る徴収金の未納がない。 |  |
| ３ |[ ]  消費税及び地方消費税等の未納がない。 |  |

**【提出書類チェック欄】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | チェック | 提出書類 | 備考 |
| １ |[ ]  応募要件・提出書類チェックリスト（この書類） |  |
| ２ |[ ]  様式第１号：応募申請書 | 両面印刷電子メールでも提出 |
| ３ |[ ]  様式第２号：代表企業以外の構成企業の概要（任意団体・グループ等で申請する場合のみ） |  |
| ４ |[ ]  様式第３号：申立書 |  |
| ５ |[ ]  法人の履歴事項全部証明書（原本）（提出日現在で発行日から３か月以内のもの）* 個人事業主の場合は事業概要
 |  |
| ６ |[ ]  会社案内（個人事業主の場合は技能検定等の資格や受賞歴などのプロフィールでも可） |  |
|  | 納税証明書（原本）（提出日現在で発行日から３か月以内のもの） | 未納がないことの証明募集要項Ｐ６：「※納税証明書について」参照 |
| ７ |[ ]  大阪府 府税事務所が発行する『府税（全税目）の未納の徴収金の額のないことの証明書』 |  |
| ８ |[ ]  管轄の税務署が発行する『納税証明書「その３の３」：「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書』* 個人事業主の場合は『納税証明書「その３の２」：「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書』
 |  |

|  |
| --- |
| 提出必須 |

（様式第１号）

※事務局記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| 受付年月日 |  |

応募申請書

ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」推進委員会　宛

令和　　年　　月　　日

1. 企業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 企業名 |  |
| ふりがな |  |
| 代表者（職・氏名） |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 大阪府内の事業所（本社が大阪府外の場合） | 〒 |
| 大阪府内に事業所がない場合（該当欄にチェック） |[ ]  府内に事業所を有する企業と連携し、新たな製品・サービスを研究開発している |
|  |[ ]  万博の閉幕までに府内に活動拠点を有する計画がある |
| 連絡担当者（連絡窓口となる方を記入してください。） | 部署 |  | ふりがな |  |
|  | 役職 |  | 氏名 |  |
|  | TEL |  | FAX |  |
|  | E-Mail |  |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒 |
| ウェブサイトＵＲＬ |  |
| 資本金 | 円 | 従業員数(前期末) | 人 |
| 主たる業種 |  | 主な事業内容 |  |
| 事業の状況（売上金額の大きいものから記入してください。） | 創業 | 年 | 設立 | 年 |
|  |  | 事業名 | 売上金額 | 割合 |
|  | 主たる事業 |  | 円 | ％ |
|  | 兼業する事業 |  | 円 | ％ |
|  |  |  | 円 | ％ |
|  |  |  | 円 | ％ |
|  |  | その他 | 円 | ％ |
|  | 合計 | 円 | ％ |

1. 展示企画内容

（１）展示テーマを選択してください。

|  |
| --- |
| [ ]  未来につながる新技術等　　　　　　　　　　[ ]  過去から未来に引き継がれる技術等 |

（２）展示する製品、技術やサービス等について、（１）との関連を踏まえながら説明してください。

|  |
| --- |
|  |

（３）（２）の製品、技術やサービス等について、２０５０年の「いのち輝く未来社会」においてどのように活用されているか、説明してください。

|  |
| --- |
|  |

（４）（２）の製品、技術やサービス等について、２０５０年の「いのち輝く未来社会」において果たす意義や必要性は何か、説明してください。

|  |
| --- |
|  |

（５）展示企画内容のイメージをストーリー立てしながら、具体的に説明してください。

※必要に応じて、展示コンテンツがイメージできる画像等を次ページ「イメージ画像等貼付用紙」に貼付してください。

|  |
| --- |
|  |

イメージ画像等貼付用紙

|  |
| --- |
|  |

※貼付枚数は６枚以内でお願いします。

|  |
| --- |
| 任意団体・グループ等で申請する場合のみ提出 |

（様式第２号）

代表企業以外の構成企業の概要①

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 企業名 |  |
| ふりがな |  |
| 代表者（職・氏名） |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 連絡担当者（連絡窓口となる方を記入してください。） | 部署 |  | ふりがな |  |
| 役職 |  | 氏名 |  |
| TEL |  | FAX |  |
| E-Mail |  |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒 |
| ウェブサイトＵＲＬ |  |
| 資本金 | 円 | 従業員数(前期末) | 人 |
| 主たる業種 |  | 主な事業内容 |  |

代表企業以外の構成企業の概要②

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 企業名 |  |
| ふりがな |  |
| 代表者（職・氏名） |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 連絡担当者（連絡窓口となる方を記入してください。） | 部署 |  | ふりがな |  |
| 役職 |  | 氏名 |  |
| TEL |  | FAX |  |
| E-Mail |  |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒 |
| ウェブサイトＵＲＬ |  |
| 資本金 | 円 | 従業員数(前期末) | 人 |
| 主たる業種 |  | 主な事業内容 |  |

|  |
| --- |
| 提出必須 |

（様式第３号）

申 立 書

私（当社）は、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを「〇」で囲んでください。

|  |
| --- |
| **申　立　事　項** |
| 1 | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する**暴力団**、同条第２号に規定する**暴力団員**、同条第３号に規定する**暴力団員等**及び同条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。 | はい・いいえ |
| 2 | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から申請日において１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| 3 | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から申請日において１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| 4 | 上記１～３のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、事務局が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、該当することが判明した場合には、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| ５ | 1. バーチャル大阪パビリオンの出展企業選定の申請にあたり、当該展示企画内容は、「バーチャル大阪パビリオンのコンテンツ規定」等各規定を満たしている。
 | はい・いいえ |
| 1. 選定後、展示コンテンツ上の問題が判明した場合は、直ちにその旨を事務局に届け出るとともに、展示コンテンツの停止等、誠心誠意対応します。
 | はい・いいえ |
| 1. 展示コンテンツ上の問題に関して調査が必要となった場合には、事務局が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、展示コンテンツ上の問題が認められた場合は、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。
 | はい・いいえ |
| 1. 他者への知的財産権の侵害がないことを自社で確認しており、本事業によって知的財産権の侵害による係争になった場合、大阪府、大阪市、（公財）大阪産業局、２０２５年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会及び（公社）２０２５年日本国際博覧会大阪パビリオンは一切の責任を負わないとともに、バーチャル大阪パビリオンの出展を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。
 | はい・いいえ |

令和　　年　　月　　日

所在地：

企業名：

代表者職・氏名：

＜参考＞

|  |
| --- |
| **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条（抜粋）**第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一　暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。**二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。**三　指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。四　指定暴力団連合　第４条の規定により指定された暴力団をいう。五　指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。**六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。**七　暴力的要求行為　第９条の規定に違反する行為をいう。八　準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |

|  |
| --- |
| **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条及び第６２条第１項（抜粋）**第４９条　公正取引委員会は、第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。第６２条　第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項若しくは第２項又は第２０条の２から第２０条の６までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第６５条第１項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。 |

|  |
| --- |
| **大阪府暴力団排除条例第２条(抜粋)**第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一　暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。二　暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。三　暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。**四　暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。**五　入札参加資格者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。六　暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。 |